																内閣府整理			
	特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至り、一部条 詰めるための協議を継続するもの ii・現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至うた iv:自治体は客庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議 v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの v:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	いて合意に至り、一部条件等を と地方で合意に至ったもの じた場合に改めて協議を行うもの もの		
						担当省	省庁 担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理		
ン	毎道フード・コ アレックス国際 格総合特区	26201	機能性表示食品」(仮   称)と「北海道食品機   能性表示制度」の併記	る。 ただし、双方の制度において、科学的根拠は 同一の成分を対象とするものに限る。	とってメリットに欠けるといった点が制度活用上の課題となっている。 【解決策】	消費者	消費者庁食 消費者庁 品表示企画 課	食品表示基準(パブリックコン)・時点での家) 水子・時点での家) 第82条第1項第1の号に 掲げる「機能性表示食	=	-	-	機能性関与成分によって健康の維持及び増進に 責する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に保 もものを除る。)が期待できる旨を科学的根拠に基 ついて容器包装に表示をする食品、骨利用造食 品、栄養機能食品、アルコール会 を除く)であって、必要な事項を消費者庁長官に届 け出たもの	食品表示基準(薬)に抵触するものではなく、併記は制限されない。	а	回答については承知しました。 今後、協議内容を踏まえ、機能性表示食品との併記にかかる北海 適食品機能性表示制度運用要制等の改正を進めて参ります。 今後とも北海宣会最機能性表示制度の運用に際し、御指導・御助言 の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii		
						2回目													
	海道フード・コ ブレックス国際 路総合特区				者にとってわかりにくく、また企業に とってメリットに欠けるといった点が 制度活用上の課題となっている。 【解決策】 「北海道食品機能性表示制度」の効 果効能表示の実現を図ることによ	1回目 消费者/	÷ 消費者庁表示対策課	景品表示法、健康增進法、食品衛生法	D	-	-	-	景品表示法及び健康増進法において、事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠の開示により、消費者が自主的かつ合理的に選択できることは適切な対応と考えられます。表示内容やその根拠が事実と異なっていない場合や、消費者に誤逐を与えない場合には、「臨床試験論文の場合サイト掲載時形を食品に表示する行為」を両法では何ら禁止しているものではありません。	a a	回答については承知しました。 今後、リンクを行論文の内容が健康増進法、景品表示法等、特に に小からを確康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意 事項について」を踏まえ、担当部局と判断方法について相談の上、 現行法の部間内で実施可能なネキームを検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii		
alk:			②健康の維持性) ③さらに適切に実 しわゆるエピテン 臨床試験論文のV 性)表示制度の見直し 、	①健康人を対象として ②健康の維持増進を目的として ③さらに適切に実施された試験結果に基づく いわゆるエビデンスのある 臨床試験論文のWebサイト掲載力所を食品に 素示する行為が、薬事に第2条第1頭におけ															
ン戦		26202		施。 併せて、上記行為が薬事法、食品衛生法、景品表表に規定する誇大広告		1回目 厚生労	厚生労働品房 烟省	医薬品医療機器法	D	-	-	_	Webサイトに掲載される臨床試験論文の内容が、食品で認められる範囲内(医薬品的効能効果を標ぼうしない範囲内)であれば、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触しない。	2	回答については承知しました。 今後、リンクを行う論文の内容が医薬品医療機器法上の「医薬品 的効能効果を裸ぼうしない・範囲内」であることの判断について、担当 部局と判断方法について相談の上、現行法の範囲内で実施可能な スキームを検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現 可能となったため、協議を終了する。	iii		
						2回目													

	特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数		A	↓一1:指定		どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容] 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して3 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理  i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 詰めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向いて投業者側で再換約を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの									
						ŧ	担当省庁 担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応理由等	内閣府コメント	内閣府整理							
ン	毎道フード・コ ルックス国際 各総合特区	26203	&地の土壌分析に対 ↑る計量証明事業の を録に係る規制緩和	農協等が行う土壌分析は、農業者が適正施 肥を行うための営農料導の一環でありま た、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥豊を決定するという限定 がなものである。さらに簡易な測定に基づく、 簡便な分析値を分すも、日本の主の表の表が表 から、計量法が求める有資格者による総格な 分析値を担保する必要性が乏しいことから、計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土 集中の物質の速度」に、ただは、書きとして農場 等が行う農地の土壌分析を適用除外とする う、規制緩和を求めるものである。	計量証明事業の登録(環境計量士 の配置義務等)を行かなければ、農 業者に分析値の提示ができず、計 量法が求める有資格者による厳格 な分析値を担保する必要性が乏し、 いことから、計量法施行令第289章の 1場「大気、水又は土壌中の物質の 、濃度」に、ただし書きとして農協等が 気行う農地の土壌分析を適用除外と	経済	マエボル 境局	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条 第1号	2	進捗状況によ	体的な代替措置 の提案を受けた のち、要望に沿う ことができるか否	昭和40年代以降の公害防止の社会的要請を受け、有害物質等の計測と実施する事業者に関し、 東三者機関と一当該計測を通伽に実施する必要があるとの認識のもと、計測能力の向上及び信 費があるとの認識のもと、計測能力の向上及び信 精性の確保を図ることを目的に環境計量証明事 業の登録制度を創設。	計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態 の量を計り、その結果に関し、業務上他人に真実である旨を表明する ことであり、反復継続して行う場合は「計量証明事業」に該当する。 たかって、機能等が展地の土地分析を行り、その分析随差農業者に 示すことは、計量証明事業に該当し、当該分析を反復継続して行う場合 は、計量証明事業に該当し、当該分析を反復継続して行う場合 は、計量証明事業に該当し、当該分析を果の数字をもとに農家 か自己判断で配料をどれたは開入するのかを決定している以上、正 確な計量が求められる。 加えて、環境計量証明の創設された趣旨に鑑みれば、正確な計量 は不可欠である。したがって、農協等の実施する土壌分析を計量証 明事業から除外するのであれば、環境問建志規・環境分析測定方置 に精適し、事実所の環境分析測定の管理・監督を行う環境計量士 なににどのように正確な計量を担保するのか、環境汚染等に対する消 差等の態にどのようなが測定の管理・監督を行う環境計量士 なにとどのように正確な計量を担保するのか、環境汚染等に対する消 差等の態をにどのようなが取するのか等に関して何らかの代替消 置が必要。 今後、提案自治体から上記代替措置の提案を待ったとて、再度農 協等が実施する土壌分析を計量証明事業から除外できるか否かの 検討を行うこととする。	会 代替措置について、別途提案する。	提案の実現に向けて自治体は計量証明事業と同等の正確性、信頼性を有する代替相置について検討する必要がある。一旦協議を終了するが、上記代替措置について検討した上で、次回以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	v							
						2回目																	
ジ	毎道フード・コ グレックス国際 各総合特区	26206 1	<sup>集地中間管理機構が 7う悪地中間管理事 ぐの適用拡大</sup>	農地中間管理機構の農地売買等事業も機構 集積協力金の対象とする。	今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地 集積、集約化の目的は同じであるも のの、主として質貨借事を対象と しており、精算コストの稲滅、農地 の地力を高める投資や適正管理を 促進し、将来の安定した農業生産を 確保するためには、所有権移転を 進める必要がある。	農村	農林水產省 経営局農 政策課	農地中間管理事業の 推進に関する法律 悪地集積、集納化対策 事事実機 企業経営基盤強化促進法 農地売買支援事業実 施要網	E	_	-	及び個人を支援することにより、農地中間管理機	農地の売却代金を得ている売り主に対して直接的な財政支援を講 じることは、個人の資産形成を支援することにつながるので、これを行 うのは困難。 なお、農林水産省としても、北海道のように、農地の売買価格が収 基選売価格に近い地域においては、売買による農地の集積、集約化 が円滑に進むうにしている受があると考えているため、 (「) 知事の判断で無力が見事業を行えるようにするともに、 (② 農地を譲渡した場合の譲渡所得税ののの万円の特別控除等の税 制金融面での支援を行っているところであり、 これらの支援を活用頂きたい。	営コストの増加や生産力向上の阻害要因等となっている賃貸借農	<ul> <li>農林水産省から農地売買事業を機構集積金の対象とすることは個人の資産形成を支地 地することとなるため対応は困難との男解が示されたことから、一旦協議を終了するが、 理 自治体は農地中間管理事業の影響等を検証し、さらて検討を行った上で、必要に応じてす。 、次回以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。 1</li> </ul>								
						21							2回目										